

環境・造園系専門職大学院
認証評価に関する自己点検・評価報告書

令和元年 9 月

公益社団法人 日本造園学会

はじめに

高度の専門性が求められる職業人養成の機運を受けて、平成 21 年に全国初の環境・造園系専門大学院が兵庫県に開設され、環境・造園に関する深い学識や卓越した能力を培う技術者の養成が開始された。

こうしたなかで社団法人（当時）日本造園学会（以下、「本会」という）は、公益法人への移行を図りつつ、「環境・造園系専門職大学院等の認証評価組織に関する検討委員会」を設置し、環境・造園系の高度な専門性を有する職業人がどのような存在か、その教育をどのように行うべきかなど、環境・造園系高度専門職業人の役割を社会に明示することを目指し、評価制度や評価組織のあり方、認証評価機関としての認証を受けるための準備等について検討を始めた。そのうえで平成 24 年 4 月 1 日の公益社団法人への移行を目前にした平成 24 年 3 月、本会は文部科学省に環境・造園系専門職大学院の認証評価機関としての認証を申請し、中央教育審議会大学分科会での諮問・審議を経て、平成 24 年 7 月 31 日に文部科学大臣から認証評価機関として認証された。

平成 24 年 12 月には、兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科（専門職大学院）より、初の認証評価の申請を受け付け、1 年余に及ぶ一連の評価作業を実施し、平成 26 年 3 月に評価報告書を本会理事会の決を経て文部科学省に報告するとともに公表し、受審校に認定証を送付し、認証評価を完了した。さらに前回申請から 5 年を経て平成 29 年 12 月には同校より 2 度目の認証評価の申請を受け付け、概ね初回同様のプロセスを経て認証評価を実施し、平成 31 年 3 月に 2 回目となる評価報告書の確定、報告、公表、認定証送付等を行ったところである。

このような環境・造園系専門職大学院の認証評価に関わる PDCA サイクルを確立・機能させるべく、本会は学会内に専門職大学院認証評価機関自己点検・評価検討ワーキンググループを設置した（委員名は後掲）。本報告書は同ワーキンググループが、この 5 年間、すなわち 2 回目の認証評価活動に関して、初回の評価とも関連させながら振り返り、自己点検・評価を行った内容を取りまとめ、令和元年 8 月の理事会で承認されたものである。これを踏まえ、より望ましい環境・造園系専門職大学院の認証評価機関としての改善に向けた努力を継続的に進めてまいりたい。

令和元年 9 月
公益社団法人 日本造園学会
会長 柴田昌三

1. 評価基準について

[現状]

本会の環境・造園系専門職大学院の評価基準は、本会に設置された専門職大学院認証評価総務委員会により、学校教育法第109条に規定する大学評価基準として策定されたものであり、7章、50の基準で構成されている（添付資料参照）。その内容は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）等を踏まえて、認証評価対象となる環境・造園系専門職大学院に必要と考える要件及び評価対象大学院の目的に照らして、教育活動等を分析・判断するために定めたものである。各評価基準は次の3種、

- ・法令由来基準（学校教育法や専門職大学院設置基準等の法令に由来する評価基準）
- ・重要基準（法令由来以外で重要な評価基準）
- ・追加基準（よりよい教育確保のための追加的基準）

のいずれかに位置づけられ、専門職大学院の設置基準に加えて、本会が専門職大学院における環境・造園教育に必要かつ有益と考える基準が含まれるように構成されている。これは環境・造園系専門職大学院に対し、設置基準を充足するにとどまらず、さらなる教育活動の質的向上への方向を認証評価機関としても示す考え方に基づいている。またそれぞれの基準には、解釈指針として、各基準に関する規則並びに各基準に係る説明及び例示を示し、合理的かつ客観的な評価が可能となるよう留意されている。

これらの基準及び解釈指針は、平成30年3月の専門職大学院設置基準の一部改正に対応して、教員組織に関わる一部の基準の解釈指針を修正したが、平成25年度の初回の認証評価と平成30年度の2回目の評価との間で修正・変更は基本的に行われていない。

評価はまず7章50の個々の評価基準について解釈指針等に照らし個別評価を行った上で、全体について評価基準に適合しているか否かの総合的評価判定を行う。このうち個別評価は、

- A：よく実施できている
- B：実施できている
- C：最低限必要な水準で実施できている
- D：実施できていない（最低限必要な水準に達していない）

の4段階で評価し、A、B及びCを適合、Dを不適合としている。

総合的評価判定については、先に挙げた法令由来基準及び重要基準をひとつでも満たさない場合、原則として総合的評価判定は不適合と判定される。追加基準は、満たさないものがあったとしてもそれだけでは不適合とは判定されないが、不適合の程度（逸脱の度合い）、期間、早期改善性の蓋然性、関連する評価基準の結果などを総合的に考慮し、教育機関として重大な欠陥があると認められたときは、不適合と判定されることもある。

[現状の評価と課題および改善の方向性]

7章50の評価基準の全体構成については、特段の問題はこれまでのところ認識されておらず、概ね妥当であると考えられる。また、個別評価を4段階で行い、そのうち適合に相当する水準を最低限（C）、標準（B）、標準以上（A）の3段階に分けていることは、評価機関においては改善すべき点を伝え、受審校においては努力目標を設定するために有意義

であったと考えられる。事実、評価報告書にC評価のみならずB評価についてもコメントを付することによって、初回評価に比べて2回目評価ではA評価の項目が飛躍的に増えている。ただし一方で、認証評価全体が一定水準の確保に重きが置かれる中で、当該校の特徴ある優れた点を積極的に評価する、いわゆる「褒める」A評価がより有効に機能するような評価および評価報告のあり方については、さらなる検討が必要である。

個々の評価基準に関しては、「学習・教育目標」に関する基準（1-2-1）について、受審校による自己評価の内容が、基準に即して記述することに留意されている一方で、そこに傾注するあまり、当該校の教育機関としての基本理念（建学の精神等）との関係が希薄となる傾向にあることが2回の評価を通じて懸念された。これは本来教育の質保証のための手段であるはずの認証評価が目的化してしまうことの現れ的一端ということもでき、認証評価システム全体の大きな課題として広くかつ長い目でとらえた検証が求められる一方で、当面の対応としては、受審対象校との事前説明等における基本的認識の共有に加えて、「学習・教育目標」に関する基準ないしこれに先立つ「目的」に関する基準（1-1-1、1-1-2）の解釈指針の記述を拡充することが改善の方向性として考えられる。

2. 評価方法について

[現状]

認証評価は、学会に設置された専門職大学院認証評価審査委員会（以下審査委員会）が主体となって行う。まず事前説明会等を経て、受審校が作成した自己評価報告書および関連資料を対象に、審査委員会内に設置された評価チームが書面審査を実施して調査報告書（一次）を作成する。次いで評価チームはこれを受審校への質問事項と共に送付し、受審校は調査報告書（一次）に対する見解や質問事項への回答を本会に提出する。これを踏まえて、評価チームは受審校に関する面談調査、授業・施設の視察及び関連資料の閲覧調査等を内容とする現地調査を実施し、調査報告書（二次）を作成する。審査委員会は、これら調査報告書（二次）、自己評価報告書、関連資料に基づき最終的な評価を行い、評価報告書（原案）を作成し受審校に送付して意見を求める。審査委員会は受審校からの意見への対応を検討の上、評価報告書（案）を決定し、本会理事会に諮り審議を経て確定に至る。これらの審査委員会およびその中の評価チームによる評価はすべて評価基準に従って行われる。

このうち受審校に赴いての現地調査においては、授業および演習の見学、教員面談、在校生面談、修了生面談、学内施設等見学、自己評価報告書の説明と質疑応答、評価に関わる根拠資料閲覧などを評価チームが実施する。

[現状の評価と課題および改善の方向性]

評価の内容および手順については、特段の問題はこれまでのところ認識されておらず、基本的には妥当であると考えられる。ただし実際の評価作業において、膨大な書類審査、現地調査における多くの教員及び学生との面談調査、膨大な現地資料の閲覧など、相当の時間を要する調査に対して、実際に設定された調査日程や時間が十分ではなかった点が評価チームメンバーからは課題として指摘された。この改善のためには、受審校との事前打

ち合わせ等の準備を十分実施することに加え、これを含めた調査の実施に関する作業手順書の充実を図るなど、適切な調査のための時間管理が求められる。

また、環境・造園系専門職大学院では、実習やインターンシップなどを含む実践的な授業科目に加え、学生の相互の連携によるグループワークや、少人数による教育が実践される事による学生と教員の相互理解が特徴となっているが、評価チームメンバーからは、こうした特性に沿った評価が現地調査時に必ずしも有効に実施できていない点があることも指摘された。たとえば、作品制作の課題等の授業時間外の学習に関しては、評価基準（2-2-2）において、「授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること」が掲げられているものの、学生の授業外学習の状況を把握する視点までは含まれていない。こうした環境・造園系専門職大学院に特徴的な教育方法を適切に評価するためにも、たとえば課題制作の過程における学生と教員の面談記録を評価に活用可能とするような、評価基準の解釈指針の拡充とそれに対応した受審校への必要資料の要請を検討する必要がある。

加えて、教育に関わる改善プロセスの評価のあり方についても課題が指摘された。これについては評価基準の7章（教育内容等の改善措置）として、教育内容や方法の改善について評価する視点が既に設定されている。しかし実際の評価作業においては、各授業の授業資料や授業評価の方法・基準等による現状確認が中心となっており、継続的に教育改善が行われている実態を資料として確認できることも望まれる。さらに教育内容・方法だけでなく、教員組織に関しても、たとえば教員に不足ができた場合、補充教員採用までの間の非常勤講師や学内の教員による代講の状況なども把握することで、教育の継続性を確保した改善過程について一定の評価が可能と考えられる。こうした点も評価できるような評価基準の解釈指針の拡充を検討する必要がある。

3. 認証評価の実施状況

[実施状況]

平成26～30年度の5年間の環境・造園系専門職大学院認証評価の実施状況を以下に記す。

兵庫県立大学大学院緑景観マネジメント研究科に対する第1回目の認証評価を平成24年度～25年度に実施したため、基本的に平成26年度～28年度は、平成29年度～30年度に実施予定の次回評価のための準備期間と位置づけられた。この間、平成26年4月に専門職大学院認証評価総務委員会を開催し、初回の認証評価事業の総括等を行った。

また平成27年11月には、兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科より、本会が送付した評価報告書に基づいた、「平成25年度認証評価改善報告書」が本会に提出された。これは、平成25年度の認証評価において、総合的には適合であったが評価基準によって推移をみる必要がある項目（B評価）や、さらなる検討が望まれる項目（C評価）もあったことから、その改善状況について認証後2年以内に公表するとともに評価機関である本会への報告を求めていたことに対応したものである。評価審査委員会はこの内容について審議を行い、認証評価時の指摘に対して概ね適切な対応がなされ問題点が改善されている

ことを確認し、平成28年2月に受審校にこの旨を通知した。

平成29年度～30年度は、兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科に対する二回目の認証評価を、次表に示す経過で実施した。

平成29年度

月	理事会及び専門職大学院認証評価に関する各委員会	前回(平成24年度)
12	受審校から認証評価の申請 12月1日 第1回総務委員会 12月12日 ・受審校申請の確認 ・説明会の実施の合意 ・評価基準の確認、受審校への通知 総務委員長、事務局打合せ 12月23日	・受審校から申請 12月26日 ・第1回総務委員会 12月15日
3	総務委員会・審査委員会合同委員会 3月10日 ・審査委員長選出 ・評価員の選任、評価チームの編成 ・受審校への自己評価項目等の通知内容の確認 受審校説明会及び事前打合せ(総務委員会) 3月19日	・審査委員会2月21日 ・受審校説明会1回目 3月14日

平成30年度

月	理事会及び専門職大学院認証評価に関する各委員会	前回(平成25年度)
6	受審校、事務局打合せ 6月5日 ・現地調査日程候補調整 ・委員長、評価チーム確認→11月15-16日に決定 受審校自己評価報告書提出 6月29日	・受審校説明会2回目 6月11日 ・評価員研修会 6月19日 ・自己評価報告書提出6月28日
7	総務委員長、評価チーム主査、事務局打合せ 7月10日 ・委員会日程 ・書面審査、現地審査について ・評価基準の改定について 評価チーム 書面審査開始 総務委員会(メール審議)7月26日-7月31日 ・認証評価基準の改定について	・評価チーム 書面審査開始
8	評価チーム ・自己評価報告書の書面審査	
9	評価チーム ・調査報告書(一次)の作成	・調査報告書(一次)送付9月19日 ・受審校見解及び質問事項への回答を提出

10	<p>評価チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受審校に調査報告書(一次)を送付 10月16日 ・受審校より調査報告書(一次)の回答 10月29日 	<ul style="list-style-type: none"> ・受審校回答書提出10月9日 ・現地調査 10月27日～29日
11	<p>評価チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事前打合せ 11月1日 ・現地調査2日間 11月15日～16日 参加 評価員3名、オブザーバー1名、事務局1名 ・調査報告書(二次)の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書(二次)送付 11月9日 ・受審校より見解提出 11月25日
12	<p>評価チーム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受審校に調査報告書(二次)を送付 12月17日 ・受審校より調査報告書(二次)の回答 12月26日 	
1	<p>審査委員会(評価チーム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価報告書(原案)の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会 1月21日
2	<p>審査委員会 2月9日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価報告書(原案)決定 ・受審校に提示し意見を求める 2月20日 ・受審校からの回答 2月21日 ・評価報告書総括・評価報告書(案)を作成 ・文部科学省への事前説明(審査委員長、評価チーム主査) 2月25日 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査報告書(原案)を受審校に送付 2月13日 ・受審校から返答 2月24日
3	<p>理事会 3月2日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価報告書総括・評価報告書 確定 <p>評価報告書総括・評価報告書を受審校に送付 3月8日</p> <p>※受審校による不服申し立ては20日以内</p> <p>※不服申し立てのない場合は評価報告書が確定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不服申し立てがある場合は提訴審議委員会で不服申し立ての内容を審理 ・不服申し立てに理由がある場合は、審査委員会による再調査、修正評価報告書(原案)を作成の上、理事会での審理により、修正評価報告書を確定 <ul style="list-style-type: none"> ・受審校より評価報告書受諾について回答 3月14日 ・文部科学大臣に報告 3月25日 ・評価報告書を web サイトに公表 3月28日 ・受審校に認定証を送付 3月29日 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事会にて評価報告書確定 3月1日 ・受審校に正式通知 3月26日 ・文部科学大臣報告 3月26日 ・評価報告書を公表 3月31日

[課題および改善の方向性]

受審校からの申請に基づいた認証評価自体のプロセスは、2回の認証評価においてほぼ同様に進められ、基本的には妥当であると考えられる。ただし前項に記したように、特に現地調査については2日間でこれを実施することは調査者の負担が大きいと、受審校側の負担にも留意しながら、調査方法を含めた調査に関わる時間管理について検討する必要がある。

またこれまでのところ、本会では5年に一度の認証評価を1校に対して実施しているのが現状であるので、3年間ほどが準備期間に充てられることとなるが、今回本報告書で実施しているような自己点検、フォローアップ作業については、初回時には必ずしも十分ではない側面もあった。次の認証評価、あるいは新規の認証評価申請などに向けて認証評価事業をより有効に機能させるために、今回の自己点検・評価を機に、認証評価機関としての自己点検・評価を自ら制度化するよう、規程類の改訂を検討する必要がある。

4. 組織及び運営の状況

[現状]

認証評価に関わる組織体制とその運営の現状は以下の通りである。

① 専門職大学院認証評価総務委員会

専門職大学院認証評価総務委員会（以下、「総務委員会」という）は、評価基準の策定・変更等、認証評価事業の基本的事項の決定を行うほか、評価員の研修及び認証評価事業の実施に関する事項を決定する。総務委員会は、日本造園学会理事会（以下、「理事会」という）が選任した9名の委員をもって構成する。委員のうち3名程度が環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員、3名程度が施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者、3名程度が行政又は教育学、造園学、環境論等に関連する有識者とするを原則とする。

② 専門職大学院認証評価審査委員会

専門職大学院認証評価審査委員会（以下、「審査委員会」という）は、評価報告書（原案）作成、評価員の選任、評価チームの編成のほか、総務委員会と協議して評価スケジュールの決定などの事項を実施する。審査委員会は、理事会が選任した4名程度の審査委員会委員をもって構成する。委員のうち2名程度が環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員、1名程度が施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者、1名程度が行政又は受益者グループ代表者等の有識者とするを原則とする。

③ 評価チーム

評価チームは、審査委員会が受審校ごとに選任した評価員により構成される。評価チームの構成人数は原則として3名とし、環境・造園教育に従事する大学又は大学院専任教員及び行政又は施工、計画設計デザイン等に関連した実務に従事する環境・造園系技術者から選任

する。また、3名のうち1名は主査とし、2名を副査とする。評価チームは、受審校が作成した自己評価報告書その他の資料の書面審査を行い、調査報告書（一次）にまとめ、受審校に質問事項とともに送付する。その後、現地調査を実施し、自己評価報告書、関連資料、現地調査の結果をもとに、調査報告書（二次）を作成する。受審校は評価チームとの討議内容に基づき、追加説明書を評価チームに提出できる。審査委員会は、調査報告書（二次）をもとに追加説明書の内容も考慮して評価報告書（原案）を作成し、受審校に提出する。受審校は評価報告書（原案）に対して意見を申し立てることができ、審査委員会はその内容も考慮して評価報告書（案）を作成し、理事会に提出する。理事会は評価報告書（案）を審議し、評価報告書を確定させる。

④ 専門職大学院認証評価提訴審議委員会

専門職大学院認証評価提訴審議委員会（以下、「提訴審議委員会」という）は、受審校から不服を申し立てられた提訴内容について、それが理由あるものか否かを審議し、提訴審議の結果を理事会に報告する。提訴審議委員会は、理事会が選任した5名の委員をもって構成する。委員のうち、3名は環境・造園教育に従事する大学院専任教員、2名は本会の理事あるいは監事とすることを原則とする。

⑤ 事務局

理事会が任命した事務局長及び所要の事務局員により構成され、認証評価に係る事務を処理する。事務局は、評価事業に関する資料・情報を適切に管理する。

なお各委員会の開催状況は、前項に示した通りであり、このうち提訴審議委員会については、提訴（不服申し立て）がなかったため開催されていない。

平成 29・30 年度認証評価時における各委員会委員は以下の通りである。

専門職大学院認証評価総務委員会

役職	氏名	所属	備考
理事・委員	金子忠一	東京農業大学	学識代表
	奥田直久	環境省	有識者代表
	古澤達也	国土交通省	〃
	細川卓巳	東京都	〃
委員	上甫木昭春	大阪府立大学	学識代表
	木下 剛	千葉大学	〃

	加藤 修	株式会社ヘッズ	環境・造園系技術者代表
	小池孝幸	株式会社ランドスケープデザイン	〃
	鈴木義人	株式会社柳島寿々喜園	〃

専門職大学院認証評価審査委員会

役職	氏名	所属	備考
理事・委員	横張 真	東京大学	学識代表
委員	小林達明	千葉大学	〃
	高橋新平*	東京農業大学	〃
	古谷勝則*	千葉大学	〃
	川尻幸由	株式会社エイト日本技術開発	環境・造園系技術者代表
	松本 守	株式会社エフシージー総合研究所	有識者代表
	糸谷正俊*	(一社)公園管理運営士会	環境・造園系技術者代表

*は平成 29・30 年度認証評価における評価チームメンバー

専門職大学院認証評価提訴審議委員会

役職	氏名	所属	備考
理事・委員	柴田昌三	京都大学	理事代表
	柳井重人	千葉大学	〃
委員	島田正文	日本大学	学識代表
	下村彰男	東京大学	〃
	蓑茂寿太郎	東京農業大学名誉教授	〃

[課題および改善の方向性]

組織体制及びその運営に関しての基本的な課題は、認証評価の水準を維持しさらに改善を図っていけるような業務の継承性である。上記の各委員会委員は、本会の理事および会員から理事会が選任するが、その任期は再任を妨げないものの2年としている。従って各委員会は2年ごとに組織が更新されていくが、これに対して現状では認証評価は5年に一度、一校に対して実施しているため実際の認証評価を経験しない委員会が生じる。理事もすべて非常勤であるなかで、認証評価業務を担い得る人材の確保、育成が課題である。

特に実際に現地に赴いて調査を行う評価チームメンバーとなる人材の継承・確保は重要であるが、平成 29・30 年度の認証評価業務においては、試みとして評価チームに、オブザーバー1名の参画を要請し、現地調査への同行を依頼した。これは次期以降の評価チームメ

ンバーの育成を想定したものであり、実際の現地調査の様子を詳しく知ることのできる有効な方法であったと考えられる。そこで評価業務へのオブザーバーの参加を正式なものとするよう、規程類の改訂を行ってまいりたい。

また前項にも記した、各回の認証評価事業に対する自己点検・評価プロセスの制度化に関しては、その作業に総務委員会、評価チームを含む審査委員会、提訴審議委員会および事務局が横断的に取り組めるような体制整備についても検討し、必要に応じて、規程類の改訂に反映したい。

以上

本報告書の作成検討に関わる

専門職大学院認証評価機関自己点検・評価検討ワーキンググループ メンバー

氏名（所属）	役割
小野良平（立教大学）	令和元・2年度 専門職大学院認証評価担当理事
金子忠一（東京農業大学）	平成 29・30 年度 専門職大学院認証評価総務委員会委員長 （担当理事）
古澤達也（国土交通省）	平成 29・30 年度 専門職大学院認証評価総務委員会委員 令和元・2年度 専門職大学院認証評価担当理事
奥田直久（環境省）	平成 29・30 年度 専門職大学院認証評価総務委員会委員 令和元・2年度 専門職大学院認証評価担当理事
小林達明（千葉大学）	平成 25・26 年度専門職大学院認証評価審査委員会・評価チ ーム委員 平成 29・30 年度専門職大学院認証評価審査委員会委員
高橋新平（東京農業大学）	平成 25・26 年度専門職大学院認証評価審査委員会・評価チ ーム委員 平成 29・30 年度専門職大学院認証評価審査委員会・評価チ ーム委員
糸谷正俊（一社・公園管 理運営士会）	平成 25・26 年度専門職大学院認証評価審査委員会・評価チ ーム委員 平成 29・30 年度専門職大学院認証評価審査委員会・評価チ ーム委員
古谷勝則（千葉大学）	平成 29・30 年度専門職大学院認証評価審査委員会・評価チ ーム委員